

訪問型病児・病後児保育事業利用料補助金申請受付のQ & A

①事業についての質問

Q1-1. いつから始まった事業ですか

A. 令和3年7月1日から開始した新規事業になります。

Q1-2. 令和3年5月に利用しましたが、申請できるのですか

A. できません。令和3年7月1日以降に訪問型病児・病後児保育を利用したものが対象となります。

②対象者についての質問

Q2-1. どんな人が申請できますか

A. 浦安市に居住する生後57日から小学校6年生までの児童が対象になります。

Q2-2. 利用の条件は

A. 病気などにより集団保育が困難と認められること、訪問型病児・病後児保育サービスの利用した日の前後7日以内に児童が医療機関を受診していること、就労や介護などの理由により保護者が児童を保育できないことが条件になります。

Q2-3. 医療機関を受診したことはどのように証明すればよいか

A. 病院の領収書や、お薬手帳を想定しています。

Q2-4. 就労していない保護者でも対象となるのか

A. 対象になります。たとえば、冠婚葬祭の出席や祖父母の病院の付き添いなどでの利用も対象となりますが、リフレッシュのために預けることは対象外となります。

③対象事業者（ベビーシッター）についての質問

Q3-1. ベビーシッターはどんな事業者でもよいのか

A. 全国保育サービス協会に加盟している事業者か、割引券等取扱事業者になります。詳細はホームページを参照ください。なお、特定の業者の紹介は市からはできませんのでご了承ください。

Q3-2. 上記の事業者はすべて対象ですか

A. 対象ですが、事業者の中には病児保育に対応していない事業者もありますので、必ずその事業者へご確認ください。

Q3-3. ベビーシッターはどのように利用すればよいのか

A. 各事業者によってさまざまになります。各事業者へお問い合わせください。

④補助金額についての質問

Q4-1. 補助はいくらしてもらえますか

A. 利用したベビーシッター料金の半額（1円未満切り捨て）を補助します。生活保護受給世帯の方は全額を補助します。ただし、年度間の補助上限額は一律5万円です。生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書等により申告してください。

Q4-2. 利用したベビーシッターの入会金や年会費は対象となりますか

A. なりません。ただし、入会金や年会費に訪問型病児・病後児保育の利用料金が含まれる場合には対象となります。

⑤申請方法についての質問

Q5-1. 申請はどのようにすればよいか

A. 申請書に訪問型病児・病後児保育サービスの利用にかかる領収書及び明細書、医療機関を受診したことが分かる資料を添付し保育幼稚園課窓口にご提出ください。請求書を添付資料とすることはできませんので、ご注意ください。

Q5-2. 郵送での申請はできるのか。

A. 恐れ入りますが、郵送での受け付けは行っておりません。

Q5-3. 申請はいつまでにすればよいか

A. 訪問型病児・病後児保育を利用した日から1年以内に保育幼稚園課窓口にご提出ください。

Q5-4. 別途請求書が必要な場合があるとはどういうことか

A. 申請書の申請額と交付決定額が同額の場合は、請求書のご提出は必要ありませんが、申請額と交付決定額が相違する場合は別途請求書のご提出が必要となります。後日、保育幼稚園課より電話等でお伝えいたします。

（たとえば、窓口で10,000円申請をしたが、内容を市で精査した結果決定金額が9,000円や11,000円だった場合などです。）

⑥補助金の支給方法についての質問

Q6-1. 申請してからどれくらいで補助金は支給されますか

A. 申請書を受領した日の翌月末頃にご指定の口座に支払う予定です。